

一般仕様書

第1章 基本的事項

(目的)

第1条 この仕様書は、中央卸売市場の清掃業務を円滑適正に行うため、その業務要領を定めることを目的とするものである。

(業務場所の所在地及び名称)

第2条 履行場所及び履行期間は次のとおりとする。

(所在地) 和歌山市西浜1660番地401 (施設名称) 和歌山市中央卸売市場

(清掃場所) 別表第4のとおり

(清掃面積) 別表第4のとおり

(履行期間) 令和8年4月1日から令和9年3月31日

(業務の履行)

第3条 受託者は、建築物の衛生的環境の維持を十分に達成できるよう、契約書、仕様書、その他関係書類（現場説明を含む。）に基づき、本市係員（以下「係員」という。）の指示に従い、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

2 受託者は、清掃業務を開始するに際し、市場利用者等が受託者名を容易に確認できるように清掃業務受託者名と受託者連絡先を係員が指定する場所に掲示することとする。

第4条 仕様書及び添付図書に明示されていない事項であっても、業務の性格上当然必要なものは誠意をもって行なうこと。

第5条 市場内は常時稼動中の施設であり、市場の業務に支障を来たさないようにすること。

万一、施設及び第三者に損害を与えた場合は直ちに甲に報告し、甲の指示に従い、乙の責任において誠意をもって敏速に処理し解決すること。

第6条 受託者は、清掃業務の履行については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築物環境衛生管理基準、労働基準法、労働安全衛生法、その他の法令を遵守し、常に建築物等を衛生的に管理すべく、この仕様書に従い、忠実に履行しなければならない。

第7条 業務の従事者等を雇用し勤務させるときは、労働基準法の最低賃金法等の法令を遵守すること。

第8条 この仕様書は、本則及び別表第1から別表第4まで構成する。

(係員)

第9条 係員は、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に立会い、清掃業務従事者に対し指示等を行うことができる。

(現場責任者)

第10条 受託者は、契約後すみやかに現場責任者を定め、現場責任者届を提出することとし、変更が生じるときには、あらかじめ届け出でおかなければならない。

(用語の定義)

第11条 この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 日常清掃とは、日単位もしくは週単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務をいう。

(2) 定期清掃とは、月単位、年単位等の長い周期で定期的に行う清掃業務をいう。

- (3) 衛生消耗品とは、トイレットペーパー、手洗いせっけん、消臭剤等をいう。
- (4) 資機材とは、資材及び機材をいう。
- (5) 資材とは、ゴミ袋、洗剤、床維持剤、タオル、たわし等の消耗品類をいう。
- (6) 機材とは、床磨き機、真空掃除機、自動床洗浄機、カーペット洗浄機、モップ等の耐久財類をいう。
- (7) 床材の区分は、次のとおりとする。

弹性床材 塩化ビニル系・リノリウム系・ゴム（ラバー）系・プラスチック系

第2章 一般事項

（清掃業務の範囲）

- 第12条 受託者は、別表第4、清掃作業基準表に定める区域に係る清掃業務を行うものとする。
- 2 家具、什器等（容易に移動することができるものを除く。次項において「家具類」という。）の移動は、特記事項に指定がない限り、別途とする。
 - 3 次に掲げる場所は、特記事項に指定がない限り、省略することができる。

（1）家具類に接する部分

（2）機械室等で運転中の動力部分等清掃が極めて危険な部分（強制停止中を除く）

（清掃作業日及び清掃時間）

- 第13条 清掃作業日は、日常清掃にあっては本条次項の場合を除き月曜日、水曜日及び金曜日（以下、「日常清掃実施日」という。）の毎週3回実施し、定期清掃にあっては年に2回、係員が認めた日に実施しなければならない。

- 2 日常清掃実施日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月31日から翌年の1月3日（以下、「祝日等」という。）の場合は、その日の前日又は翌日に日常清掃を実施するが、日常清掃実施日の前日及び翌日が祝日等又は日曜日の場合は、当該の日常清掃を中止するものとする。
- 3 清掃業務時間は、原則として日常清掃にあっては午前7時30分から10時30分までの3時間かけて、別表第4、清掃作業基準表に定める回数において誠意を持って念入りに清掃を行い、その他この仕様書の定めを遵守するために必要がある場合の清掃時間は、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、清掃時間に関して特記事項のあるとき、当該特記事項は、前項の定めに優先する。
- 5 受託者が作成し、係員が認めた清掃計画書を現場責任者が必ず清掃業務従事者に守らせなければならない。
- 6 清掃日及び清掃時間において関する事項で、この仕様書に定めのないものは、係員と協議しなければならない。

（清掃場所）

- 第14条 中央卸売市場の清掃場所は、別表第4に示すものとする。

（作業の基準）

- 第15条 受託者は、別表第1から別表第4までに定めるところに従い、清掃作業を行わなければならぬ。

（臨機の措置）

- 第16条 臨時に新たな清掃が必要となったときは、その旨、現場責任者を通じて係員に報告し、

その指示に従わなければならない。

(資機材及び衛生消耗品)

第17条 受託者は、良質かつ清潔な資機材を、清掃場所に応じ、適切に使用しなければならない。

2 受託者が使用する衛生消耗品は、環境問題に配慮したものでなければならない。

3 受託者は、その使用する資機材及び衛生消耗品を保管する必要があるときには、係員が指示した場所に整理し保管すること。

(清掃業務に係る経費)

第18条 清掃業務に係る資機材は、受託者の負担とする。

2 清掃業務上必要な電力、水道に係る経費及び衛生消耗品費は、本市の負担とするが、受託者は、節電、節水等に努めなければならない。

3 作業員が使用する本市の備品については貸与する。

4 本市が貸与する備品等以外のものについては、受託者が準備することとする。

(現場責任者の服務)

第19条 現場責任者は、この仕様書に定めるところに従い清掃業務が履行されるように作業計画書を作成し、現場における作業員に対する指揮監督等業務全般に関する責任を負うものとする。

2 現場責任者は、業務中に火災及び盜難等の事故が起こることの無いように注意しなければならない。

3 現場責任者は、日常清掃及び定期清掃の作業計画書及び使用する資機材の一覧表を提出し、係員の承認を得なければならない。

4 現場責任者は、清掃業務に着手する前に作業員名簿を提出しなければならない。

5 現場責任者は、清掃区域を月に1回以上巡回し、清掃業務がこの仕様書に定めるところに従い行われているかを監視しなければならない。

6 現場責任者は、前項の巡回監視の結果、問題が生じていることを知ったときは、係員に報告し、その指示に従わなければならない。

7 現場責任者は、清掃業務の終了後毎に、現場責任者が作成し係員が認めた業務日誌綴に記録し、作業毎提出しなければならない。

8 現場責任者は、常にその所在を明らかにし、本市が連絡を取ることができるようにしなければならない。

9 現場責任者は、引火性を有する薬品又は毒性を有する薬品を使用する場合には、事前に係員に届け出なければならない。

(清掃作業に係る留意事項)

第20条 清掃業務従事者は、清楚かつ清潔な作業服を着用し、不審者と誤認されることがないようにするため、市場利用者から容易に識別できる胸部に名札、もしくは左上腕部に腕章等を付けなければならない。

2 清掃業務従事者は、作業中の言動に注意し、市場従事者、市場利用者、来場者、本市職員その他の者に不快感を与えないように努めなければならない。

3 清掃業務従事者は、清掃区域内にある書類その他の情報の閲覧、複写その他これらに類する行為を一切してはならない。

4 清掃業務従事者は、清掃区域内にある什器、電子機器等にみだりに触れてはならない。

- 5 清掃業務従事者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 清掃業務従事者は、清掃機材を使用するときは、当該清掃機材の取扱いに注意し、建築物等(什器、備品等を含む。次項において同じ。)を損傷してはならない。
- 7 清掃業務従事者は、建築物等を損傷させたときは、現場責任者を通じて係員に報告しなければならない。洗剤、はく離剤、維持剤等で汚損したときは、現場責任者を通じ係員に報告するとともに、完全に除去しなければならない。
- 8 定期清掃実施にあっては中央卸売市場警備員の立会いのもとを行い、建物内の開錠および施錠は依頼することとし、現場責任者とともに警備員において異常がないと判断するまで立ち会うこと。
- 9 清掃業務従事者は、その作業中に建築物等の破損箇所又は落書きを発見したときは、速やかに係員に報告しなければならない。
- 10 清掃業務従事者は、業務に係る資機材及び衛生消耗品以外のものを場内に持ち込んではならない。
- 11 清掃業務従事者は、清掃区域に精密機器が設置されているときは、清掃作業が原因で当該機器が故障することのないように注意しなければならない。
- 12 清掃業務従事者は、備付けの衛生消耗品の残量に注意し、不足することがないよう少量であれば係員に報告しなければならない。

(清掃業務従事者の変更)

第21条 清掃業務従事者が、この仕様書に則り誠意ある業務の履行が行われていないことが、係員において認められた場合には、現場責任者に対し清掃業務従事者を変更させることができる。
(移行)

第22条 本契約を開始するとき、もしくは終了するときにおいて、清掃業務の受託者の移行については十分な期間を設け、十分な人員で、清掃業務内容のすべてを詳細にわたり、完璧に引継ぎを行なうこととし、清掃業務に支障が出ることのないよう円滑に移行しなければならない。

第23条 本業務の終了時において、持込み又は移行した事務機、電化製品、備品等は、撤去又は次の受託者に移行することとし、引き受けを希望しないときは必ず責任を持って撤去すること。

(疑義)

第24条 この仕様書に疑義を生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

別表第1 建物内部の作業項目（床）

第1（日常清掃）

- 1 弹性床材 次に掲げる方法のいずれか又はそれらの方法の併用により行う。
 - (1) 自在ほうき又は真空掃除機を用いて除塵する。
 - (2) ダストモップにより除塵する。ただし、油剤を含んだモップは油が床面に付着するので避け、油剤を含んだモップを使用したときは、1月に2回の割合で洗剤を用いて床面全体をふき上げ、床面に付着した油を除去すること。
 - (3) モップを用い、水拭き又は洗剤拭きする。

第2（日常清掃に伴う中間の清掃）

1 弹性床材

汚れが目に付く箇所は、適宜スプレーバフ又はスプレークリーニングを行う。

第3（定期清掃の要領）

1 弹性床材

- (1) 洗浄する区域にある物品（移動することができるものに限る。）を区域外に移動し、作業を行いやさしいようとする。
- (2) 自在ほうき又は真空掃除機を使用し、床面のごみを除去する。
- (3) 洗浄液が幅木、壁面、什器、備品等に付着しないように注意し、専用モップで洗浄液を塗布する。はく離洗浄にあっては、この工程においてはく離剤を塗布する。
- (4) 洗浄液が乾かないうちに床磨き機で床を洗浄する。
- (5) 洗浄液が乾かないうちに、フロアスクイジー又は湿式真空掃除機により汚水を除去する。
万一、幅木、壁面、什器、備品等に汚水が飛散したときは、直ちにタオル等でふき取る。
- (6) 汚水除去後直ちに水モップで3回ふき上げる。はく離洗浄にあっては、中和剤で中和する。
- (7) ふき上げ後、床を十分に乾燥する。
- (8) 床維持材を専用モップにて格子塗り方により塗布し、塗布した床維持材が完全に乾燥した後に、2回目の床維持材の塗布を行う。塗布は2回行うこと。
- (9) 塗布工程の終了後、塗膜を十分に乾燥させなければならない。
- (10) (1)で作業前に移動しておいた物品を元の位置に戻す。

備考1 (3)及び(4)の工程においては、自動床洗浄機を使用することができる。

2 傷、汚れ等が塗膜面に止まらず、床面に及ぶときには、はく離洗浄を行わなければならない。

3 はく離洗浄は、少なくとも1年に1回以上行うこととし、1回目の定期清掃時に実施すること。

4 床材別の注意点は、次のとおりとする。

リノリウム系

(1) 濡度が高いときは、床維持材を塗布してはならない。

ゴム（ラバー）系

(1) 強アルカリ性の洗剤を用いると変色するので、注意すること。

(2) アルカリと反応して粉化現象を起こしやすいので、十分に水拭きを行

うこと。

- (3) 洗浄は、原則として赤パッドを用いること。
- (4) 床維持材は、厚塗りせず、2回以上の重ね塗りとすること。
- (5) はく離洗浄する場合には、はく離剤の希釀倍率に注意すること。

アスファルト系

- (1) 洗浄したときは、十分に水拭きを行うこと。
- (2) 洗浄後の汚水の除去は、湿式真空掃除機を使用すること。
- (3) 水性ワックスを使用すること。

塩化ビニル系及びリノリウム系

使用する床維持材は、J I S K-3920の試験方法に準じた試験方法において、対摩耗性、対ブラックヒールマーク性、対スカッフマーク性、対レベリング性に特に優れた性能評価が実証されているものでなければならない。

別表第2 建物内部の作業項目（床以外）

第1（日常清掃）

1 壁

- (1) 部分拭き 汚れた部分を水又は専用洗剤を用いてふく。
- (2) 除塵 羽毛はたき又は静電気除塵具で除塵する。
- (3) 部分洗浄 固着した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。

2 扉ガラス

- (1) 部分拭き 汚れの目立つ部分をタオルで水拭き又はから拭きをする。
- (2) 全面洗浄 ガラス全面に水及び専用洗剤を塗り、ガラス用スクイージーで汚れを取る。

3 扉

- (1) 部分拭き 汚れた部分を水又は専用洗剤を用いてふく。
- (2) 部分洗浄 固着した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。

4 照明器具

中性又は弱アルカリ性の洗剤を用いて、管球、反射板、カバー等をふいた後、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は、溶剤でふき取り、その後水拭きする。

5 空気調和機の吹き出し口及び吸い込み口

- (1) 吹き出し口及び吸い込み口の下の床面を養生の上、吹き出し口、吸い込み口及びその周辺を除塵する。
- (2) 吹き出し口、吸い込み口及びその周辺の汚れを中性洗剤を用いて除去し、水ぶきして仕上げる。

6 ブラインド

中性洗剤を用いて羽根等をふき上げる。

7 フロアマット

- (1) 除塵 真空掃除機で吸塵する。
- (2) 洗浄 洗剤又は水を用いて洗浄し、土砂、汚れ等を取り除く。洗剤を用いる場合にあっては、よくすすいだ後、十分に乾燥させる。

8 什器備品

- (1) 除塵 タオル、ダストクロス等でほこりを取る。
- (2) ふき タオルで水拭きする。

9 灰皿

吸い殻を収洗剤を用いて羽根等をふき上げる。

10 ごみ箱

ごみを収集し、容器をふく。

11 金属部分

- (1) 除塵 タオル、ダストクロス等でほこりを取る。
- (2) 磨き 専用洗剤を用い、汚れを除去し、洗剤分を十分にふき取った後、乾いた布で磨く。

12 窓台

- (1) 除塵 タオル、ダストクロス等でほこりを取る。
- (2) ふき タオルで水拭き又は洗剤ぶきをする。

13 スイッチ周り

固く絞ったタオルで水拭き又は洗剤拭きをする。

14 消火器

タオル、ダストクロス等でほこりを取る。

15 傘たて

除塵 雨天時、タオル、ダストクロス等でほこりを取る。

16 掲示板、パンフレットスタンド

タオル、ダストクロス等でほこりを取る。

17 へだて

汚れた部分を専用洗剤を用いて洗浄する。

18 換気扇

中性洗剤で洗浄し、水拭きして仕上げる。

19 窓ガラス

- (1) 部分拭き 汚れの目立つ部分をタオルで水ぶきした後、乾いたタオルで拭いて仕上げる。
- (2) 全面洗浄 ガラス全面に水及び専用洗剤を塗り、ガラス用スクイージーで汚れを取る。

20 ガラス扉

- (1) 部分拭き 汚れの目立つ部分をタオルで水ぶき又はからぶきをする。
- (2) 全面洗浄 ガラス全面に水及び専用洗剤を塗り、ガラス用スクイージーで汚れを取る。

21 エレベーター

- (1) 操作盤や扉を乾いた布で拭き取る。
- (2) 床タイルはモップ等で汚れを取り、濡れている場合は必ず拭き取る。

21 その他

必要に応じて、監督職員の指示により行う。

第2 定期清掃

1 窓ガラス

- (1) 部分拭き 汚れの目立つ部分をタオルで水ぶきした後、乾いたタオルで拭いて仕上げる。
- (2) 全面洗浄 ガラス全面に水及び専用洗剤を塗り、ガラス用スクイージーで汚れを取る。

別表第3 ゴミの処理（日常清掃）

1 運搬

- (1) 各場所で集められたごみをごみの種類ごとに分別し、ごみ集積箱まで運搬する。
- (2) 生ごみ等については、できるだけ臭気を外に逃がさないようにする。
- (3) ごみの収集は日常清掃日に行うこと。
- (4) 管理事務所の一般ごみ、及び資源ごみについては、集積の上、指定の場所に運搬すること。

別表第4 清掃作業基準表（管理棟）

1 日常及び定期清掃業務

(1) 水産棟

清掃場所	種類	面積	日常清掃回数	日常中間清掃回数	定期清掃回数
階段	弹性床材	約 38 m ²	3回／週	1回／月	2回／年
ホール	弹性床材	約 74 m ²	3回／週	1回／月	2回／年

(2) 青果棟

清掃場所	種類	面積	日常清掃回数	日常中間清掃回数	定期清掃回数
1F ホール	弹性床材	約 70 m ²	3回／週	1回／月	2回／年
2F ホール	弹性床材	約 132 m ²	3回／週	1回／月	2回／年
2F 廊下	弹性床材	約 69 m ²	3回／週	1回／月	2回／年
階段	弹性床材	約 26 m ²	3回／週	1回／月	2回／年
大会議室	弹性床材	約 80 m ²	1回／週	1回／月	2回／年
小会議室	弹性床材	約 25 m ²	1回／週	1回／月	2回／年
エレベーター 1号機		約 3 m ²	1回／週		
エレベーター 2号機		約 2 m ²	1回／週		
窓ガラス	透明ガラス	約 51 m ²	適宜目立時		

(3) 総合食品センター

清掃場所	種類	面積	日常清掃回数	日常中間清掃回数	定期清掃回数
コミュニティルーム	弹性床材	約 39 m ²	2回／週		
窓ガラス	透明ガラス	約 4 m ²	適宜目立時		

(3) 開市日及び休市日

中央卸売市場の開市日と休市日については、つぎのとおりホームページから確認すること。

- ・和歌山市公式ホームページわかやま CITY 情報
(<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>)
 - トップページ > 暮らし > 産業・雇用・労働 > 産業 > 和歌山市中央卸売市場
 - > (中央卸売市場とは)和歌山市中央卸売市場の基本情報
 - > (休開場日カレンダー)令8年

疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は中央卸売市場共用部分清掃業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は 円（10パーセント税込み対象額、消費税及び地方消費税分円を含む。）とし、1月当たりの支払金額は 円（10パーセント税込み対象額、消費税及び地方消費税分円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関する必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

- 2 前項の遅延賠償金の額は、契約金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第11条 乙は、毎月、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
- (3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

- 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはそ

の者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者 (暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者 (以下「暴力団員等」という。) が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等 (法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。) を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これをを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第 16 条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 8 条第 1 項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 8 条第 1 項の規定による委託業務の一時中止期間が 6 か月を超えたとき。

2 第 8 条第 2 項及び第 13 条第 4 項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第 17 条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 49 条に規定する排除措置命令 (以下「排除措置命令」という。) を行い、当該措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものという。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（賠償金等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないとときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

（合意管轄）

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（補則）

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。